



Title	南朝に関する歴史の創造と受容についての研究
Author(s)	勢田, 道生
Citation	大阪大学, 2011, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59378
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【4】

氏 名	勢 田 道 生
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 2 4 9 1 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 23 年 9 月 20 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化表現論専攻
学 位 論 文 名	南朝に関する歴史の創造と受容についての研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 加藤 洋介 (副査) 教 授 飯倉 洋一 講 師 合山林太郎

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、後醍醐天皇の皇子宗良親王の撰になる『新葉和歌集』が、南朝三代の治世を

いかなるものとして捉えていたかとの観点から成る前編「南朝における歴史の創造—『新葉和歌集』と南朝の来歴—」と、近世期に流布した南朝史に関する文献である『南方紀伝』『桜雲記』の伝本・成立・作者といった基礎的事実の究明を通して、近世における南朝史受容の様相を明らかにしようとする後編「近世前期における南朝史受容の様相—『南方紀伝』・『桜雲記』の成立をめぐって—」とによって構成されている。(400 字詰原稿用紙換算約 400 枚)

前編第一章では南朝東寺長者・頼意の『新葉和歌集』入集歌に着目し、その詠のうちに後村上天皇の皇位継承や立坊慶祝および崩御後仏事における追慕の和歌が含まれていることを指摘する。『新葉和歌集』は後村上の追慕顕彰という性格を持つ歌集であり、頼意がその役割を担っているにもかかわらず、頼意の事績に関するまとまった研究はこれまでなかった。ここでは多数の文書や古記録類を参看し、従前の研究を批判的に検証しつつ、頼意の伝記考証を展開する。第二章は『新葉和歌集』が後醍醐天皇と後村上天皇をどのように待遇しているのかを検討する。巻二十賀部は後村上を慶祝する和歌が最も多いのに対し、後醍醐に対する賀歌は一首もない。これに対し巻十九哀傷部では後醍醐が追悼の対象となることが最も多い。このような両者の待遇の相違は、後村上を現在に繋がる時代の天皇として讃頌するのに対し、後醍醐を始祖として追慕するという、歴史意識上での位置づけを反映したものとする。

後編第一章は、真名本は仮名本を簡略化したものという『南方紀伝』仮名本先行説に対し、真名本である島原松平文庫本が『南方紀伝』の原初形態に近い部分を有することを指摘する。典拠である『京都將軍家譜』の形を真名本の方が色濃く残していることを示すことで、仮名本先行説の可能性を否定する。第二章では『南方紀伝』とともに近世期に広く流布した『桜雲記』を検討の対象に加える。両者に共通する記事や叙述が多くあり、その成立の前後関係についても問題とされてきた。正保四(1647)～慶安五(1652)年の成立とされてきた『桜雲記』については、慶安五(1652)～寛文十(1670)年と成立年代を改めることを提起する。また『続本朝通鑑』(寛文十年成立)以後の成立とされてきた『南方紀伝』についても、『桜雲記』成立の下限である寛文十年以前に溯る可能性があることを指摘する。第三章は逸書に記された『桜雲記』浅羽成儀作者説の可能性を追尋し、その伝記上の事実関係の究明および『桜雲記』『南方紀伝』の情報源であったと觉しい古文書の博搜によって、『桜雲記』『南方紀伝』が浅羽成儀の作である蓋然性がきわめて高いことを述べる。付論では、上記の浅羽成儀作者説をさらに補強し、『桜雲記』ならびに『南方紀伝』の成立状況の全体像を述べる。第四章は『南方紀伝』が参照した神戸能が編『伊勢記』について、その編纂目的や古文書古記録の利用状況を明らかにし、伊勢山田や紀州和歌山における人的・文献的ネットワークの状況について多くの事実を提示する。

幅広く文献資料を渉猟し、確実な分析を積み上げてゆくという考証が全編に貫かれており、それによって導き出される結論には十分な説得力が備わっている。前編の頼意の伝記考証においては多数の文書記録類を参看し、従前の研究を批判的に検証しつつ、頼意の事績について新たな知見を提示している。後編においても『南方紀伝』の仮名本先行説に対し、真名本の中でも島原本が原初形態に近い伝本であることを明らかにした上で、典拠である『京都將軍家譜』を根拠にして真名本が仮名本に先行する事実を示したこと、また『桜雲記』成立時期の再検討においては、国立公文書館蔵『日本王代一覽』林鷲峰自筆稿本の書入補入に注目することで、『桜雲記』『南方紀伝』の成立時期に関する先行研究を批判し、新たな説を提起することに成功している。さらに従来注目されてこなかった『相馬文書』や『淡輪文書』といった文書類を博搜し、『桜雲記』『南方紀伝』との類似箇所を複数にわたって指摘することで、浅羽成儀作者説の蓋然性を高め、成立状況について一定の見通しを得ている。いずれも従来の研究における見解を大きく改め、填補する有益な指摘となりえており、本論文の実証力の高さを如実に示している。

他方、前編『新葉和歌集』と後編『桜雲記』『南方紀伝』とで扱った問題が、「歴史の創造と受容」とどのように関わるのかについての具体的論及が見られないし、前編と後編の関連を窺えるところが乏しい。『新葉和歌集』において頼意を取り上げることの意義については、より具体的な言及が必要であろう。また後醍醐天皇と後村上天皇の扱いが異なることはわかるが、そのことの理由を序文のみから説明することにはやや無理がある。『桜雲記』と『南方紀伝』の成立をめぐるっては一定の成果を得たものの、作者や成立時期にこだわる考証の方法が、「歴史の創造と受容」を解明する上で有効であるのか、なお方法論上の問題がある。

以上のような問題点を含むものの、本論文が『新葉和歌集』と『桜雲記』『南方紀伝』について提示した新見の数々は、今後の研究に資するところが多く、高く評価できることと思われる。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。